

第4次調布市子ども読書活動推進計画

調 布 市

令和5年3月

目 次

第1章 子どもの読書活動推進の理念と計画の概要	1
1 子どもの読書活動推進の理念	1
2 計画策定の背景	1
(1) 国の動き	1
(2) 東京都の動き	1
(3) 調布市の動き	1
3 計画策定の目的	2
4 各計画等との関係	2
5 計画の期間	2
6 計画の対象	2
第2章 子どもの読書活動の現状	3
1 第6回学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）	3
2 児童・生徒の読書状況調査（東京都教育委員会）	4
3 調布市における学校図書館及び市立図書館の利用状況	4
第3章 第4次調布市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	6
目標1 子どもの発達段階に応じた読書環境の整備・充実	6
目標2 家庭・地域・学校・行政の連携と相互協力	6
目標3 子どもの読書活動の普及・啓発	6
目標4 読書で「生きる力」を育む	6
第4章 家庭と地域での取組	8
1 家庭での取組の推進	8
2 地域での取組の推進	8
第5章 第3次計画策定後の学校・行政の取組・成果・課題	9
1 市立小学校・中学校	10
2 市立図書館	13
3 幼稚園	19
4 保育施設	19
5 児童館	20
6 公民館	20

7 放課後子供教室事業「ユーフォー」	21
8 子ども家庭支援センターすこやか	21
9 保健センター	22
10 子ども発達センター	22
11 青少年交流館	23
12 東京都立調布特別支援学校	23
第6章 第4次計画における学校・行政の取組・計画	25
1 市立小学校・中学校	25
2 市立図書館	28
3 幼稚園	35
4 保育施設	35
5 児童館	36
6 公民館	37
7 放課後子供教室事業「ユーフォー」	37
8 子ども家庭支援センターすこやか	38
9 保健センター	38
10 子ども発達センター	39
11 青少年交流館	39
12 東京都立調布特別支援学校	40
第7章 計画の推進体制	41
1 推進体制	41
2 財政上の措置	41
3 「調布市子ども読書活動推進計画」の進行管理	41
資料編	43
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	45
2 文字・活字文化振興法	47
3 計画の策定経過	49
4 事例紹介	50
5 用語解説	57

*を記載した単語については、「資料編5 用語解説」に解説を掲載しています。

発達段階に応じた子どもの読書活動の取組

「聞く読書」 乳幼児	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	図書館	発行物				
ゆりかご調布事業 38ページ (ブックスタート) 【3・4か月児健康診査】【1歳6か月児健康診査】 15, 38ページ						
「赤ちゃんは絵本が大好き!」「今日のおはなしーに?」「子どものほん(幼児)」「クリスマスのほん」「このほんよんで!」 13, 15, 29ページ						

「何度も読みたくなる本との出会い」 小学生	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
	図書館	発行物				
「子どものほん」(1・2年生) (3・4年生) (5・6年生) 「読み聞かせにすすめる本～小学生向き～」「クリスマスのほん」 29, 30ページ						
「1年生にすすめる本」 「としょかんのつかいかた」 「SDGsの本」 各種パスファインダー※ 13, 29ページ ※ あるテーマについて調べるときに役立つ資料や情報源、その探し方等を紹介した調べ方案内。 29, 30ページ						
図書館ガイド 32ページ						
小学生読書会、子ども向け法務ミニセミナー 14, 30ページ						
「夏休みにすすめる本」(1・2年生) (3・4年生) (5・6年生) 「図書館で調べものをするときに…(中学年) (高学年)」 11, 15, 30ページ						
「本のたからばこ」「学校図書館だより」「読書新聞」 25, 27ページ						
読書週間、読書月間の設定、「子ども読書の日」の行事や集会、ブックメニュー、朝読書、ビブリオバトル、読書記録、調布市防災教育の日での本の活用 11, 23, 27ページ						
読み聞かせ (家庭、学校、図書館、児童館、公民館、ユーフォー) 8, 11, 13, 16, 21, 23, 26, 27, 30, 36, 37ページ						

「読書の幅を広げる」 中学生・高校生	中学生		高校生
	図書館	発行物	
「中学生にすすめる本」「ぶちねこ便」 14, 29, 30ページ		YA(ヤングアダルト)※向け展示図書リスト ※ おおむね12歳から18歳までの中高生世代。 14, 16, 33 34ページ	
掲示板・展示スペースの設置、サマーボランティアによるポップ作成、都立高校生徒作成のマナーアップポスター掲示 16ページ			
「学校図書館だより」「読書新聞」「ほんとのでいい」 25, 27ページ		都立高校図書委員会作成リスト	
朝読書、ビブリオバトル、読書記録 11ページ			

「家庭・地域での読書推進」 大人	妊娠期		
	講座・講演会	ゆりかご調布事業(再掲)	
図書館(子どものほんに親しむ会、絵本の読み聞かせ講座、読み聞かせ交流会) 14, 30, 31ページ 調布市生涯学習出前講座「読書の楽しさを伝えたい! 子どもと読書」 15ページ 公民館(家庭教育講座) 37ページ 子ども家庭支援センターすこやか(コロコロパンダ、エンゼル大学) 22, 38ページ			
幼稚園(「園だより」、「子ども読書の日」や読書週間等の行事、講座・講演会) 19, 35ページ			

第1章 子どもの読書活動推進の理念と計画の概要

1 子どもの読書活動推進の理念

平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第2条では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と謳われています。

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、国や地方公共団体は、積極的にそのための環境整備を推進していく必要があります。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

国は、平成13年12月12日の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行に伴い、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定めました。この法律においては、子どもの健やかな成長に資する読書活動の推進という目的と基本理念が掲げられ、その実現を図るためにの國の責務、地方公共団体の責務、事業者の努力、保護者の役割、関係機関等との連携強化等について規定するとともに、基本計画の策定や必要な財政措置等についても盛り込まれています。これを受けて、平成14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成20年3月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」、平成25年5月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」、平成30年4月「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」を策定しました。

(2) 東京都の動き

東京都は、平成15年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」を策定し、平成21年3月「第二次東京都子供読書活動推進計画」、平成27年2月「第三次東京都子供読書活動推進計画」、令和3年3月「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。

(3) 調布市の動き

調布市は、平成18年4月に「調布市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成25年3月「第2次調布市子ども読書活動推進計画」、平成31年3月「第3次調布市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

3 計画策定の目的

「調布市子ども読書活動推進計画」は、子どもが成長や興味に応じて本の楽しさを発見し、読書の習慣をつくることができるよう、また、家庭、地域、学校、行政が一体となって子どもの読書活動の推進に取り組めるよう策定するものです。

「第4次調布市子ども読書活動推進計画」は「第3次調布市子ども読書活動推進計画」策定後の4年間にわたる成果と課題を踏まえて、今後の方向性を明らかにし、調布市が実践していくべき施策の方向性を示すものです。

4 各計画等との関係

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に定める「市町村子ども読書活動推進計画」として策定する計画であり、調布市における子どもの読書活動推進に向けた目標を掲げるとともに、その実現を目指すための取組内容を示すものです。また、子どもの読書推進に関わる各部署が年次的な事業計画を作成する等、具体的施策の立案に当たって指針とし、子ども読書活動推進事業の充実を図るためのものとします。

なお、国が策定した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」及び「第四次東京都子供読書活動推進計画」を参考とし、「調布市基本計画」、「調布市教育プラン」との整合を図りながら子どもの読書活動を推進していきます。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。ただし、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」及び「第四次東京都子供読書活動推進計画」や子どもの読書をめぐる状況等に変化があった場合、必要に応じ見直すこととします。

6 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

また、保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わるすべての市民や地域、学校、行政、関係機関も対象としています。

第2章 子どもの読書活動の現状

1 第66回学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）

「第66回学校読書調査※」（令和3年6月の調査）によると、1箇月の平均読書冊数は、小学生12.7冊、中学生5.3冊、高校生1.6冊となっており、前回調査より増加しています（表1参照）。また、1箇月間に本を1冊も読まなかった、いわゆる不読率は、小学生5.5%，中学生10.1%，高校生49.8%となっており、前回調査より減少しています（表2参照）。また、学年が上がるに従い、読書冊数が減り、不読者（0冊回答者）が増える傾向が見られます（表2参照）。

「第66回学校読書調査報告」（『学校図書館』2021年11月号）では、今回調査で平均読書冊数の増加と不読率の減少という結果が出たことについて、新型コロナウイルス感染症の流行で生じた生活の変化により、読書に対する意識が変わったことや、学校休業中に、学校や学校図書館が子どもの読書活動をすすめる様々な工夫を行ったことが影響しているのではないかと分析しています。また、多くの学校で児童・生徒に1人1台の電子端末が配付されたことに触れ、今後の電子書籍、デジタル情報等の使用の推移を注意深く見ていく必要があると述べています。

調布市においても、引き続き地域や家庭で幼少期の子どもに読み聞かせが行われるような働きかけや、何度も読みたくなる本と出会えるような環境の整備を進めていく他、読書に興味を持った子どもが継続して読書を楽しめるような取組と支援を行っていく必要があります。

平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」以降の平均読書冊数と不読者の推移

表1 平均読書冊数

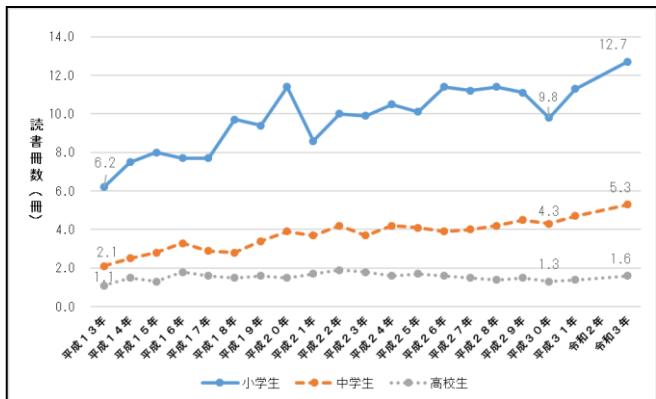
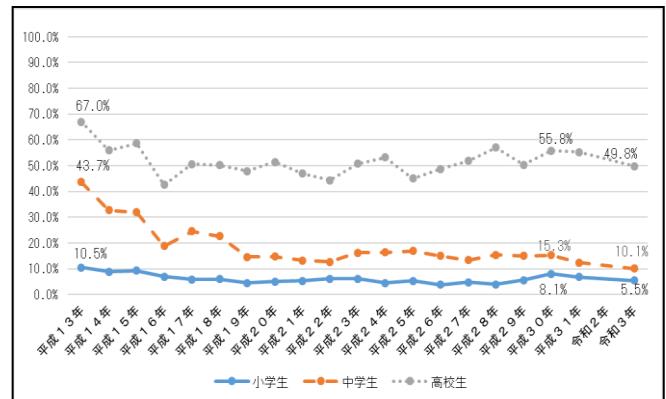


表2 不読者（0冊回答者）



*「学校読書調査※」（平成13年から令和3年（令和2年は未実施））の数値を基に作成

2 児童・生徒の読書状況調査（東京都教育委員会）

「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（令和元年度）によると、「1箇月間に読み終わった本が1冊以上ある」あるいは「読み終わった本はないが、読みかけている本がある」と答えた児童・生徒は、「全く読んでいない」と答えた児童・生徒に比べ、

- ・「身近な人（家族・先生・友達）に本を読んでもらったことがある」
- ・「身近な人に本を読んであげることがある」
- ・「身近な人と一緒に図書館や書店に行くことがある」
- ・「身近な人と本の話をすることがある」
- ・「家の中に本がある」
- ・「学級文庫を利用している」

と回答する割合が高くなっています。また、「全く読んでいない」と回答した児童・生徒は、これらの設問に対し、「どれもあてはまらない」と回答する割合が高くなっています。

のことから、調布市においても、児童・生徒が身近な人と本の話をしたり、一緒に図書館や書店に行く等の体験ができる環境を、家庭、地域、学校を含む社会全体で作っていくことが必要です。

3 調布市における学校図書館及び市立図書館の利用状況

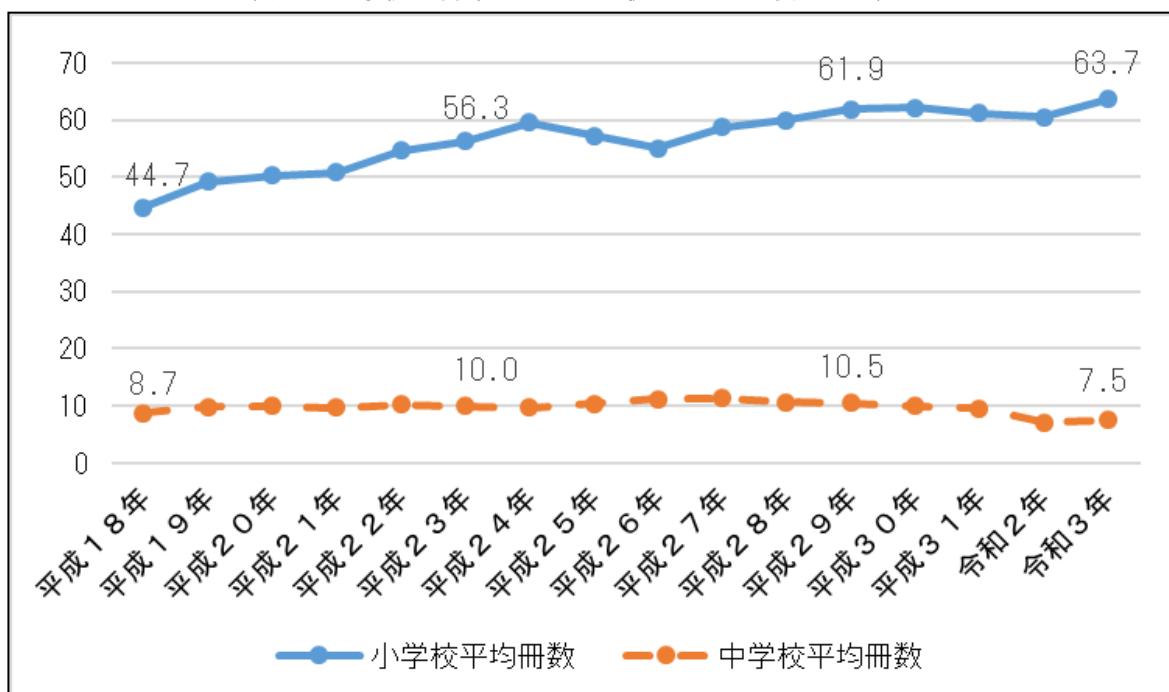
調布市立小・中学校の学校図書館においては、小学校と中学校での利用の度合いに差が生じていることが見られます。

「令和3年度版 調布市立学校図書館状況報告書※」によると、令和3年度の小・中学校図書館の年間貸出冊数は、小学生は一人平均63.7冊、中学生は7.5冊となっており、「第3次調布市子ども読書活動推進計画」内で記載した平成29年度の利用状況と比べると一人平均の貸出冊数が、小学生は増加、中学生は減少しています（表3参照）。

調布市立図書館の利用実態については、令和3年3月31日現在、調布市の乳幼児18.8%，小学生62.7%，中学生65.4%が市立図書館に利用登録しており、児童資料の貸出冊数は一年間で659,468冊となっています。「第3次調布市子ども読書活動推進計画」策定時（平成30年度）と比較すると、登録者数・登録率について、乳幼児、中学生は増加していますが、小学生は減少しています。また、児童資料の年間貸出冊数は増加しています（表4参照）。

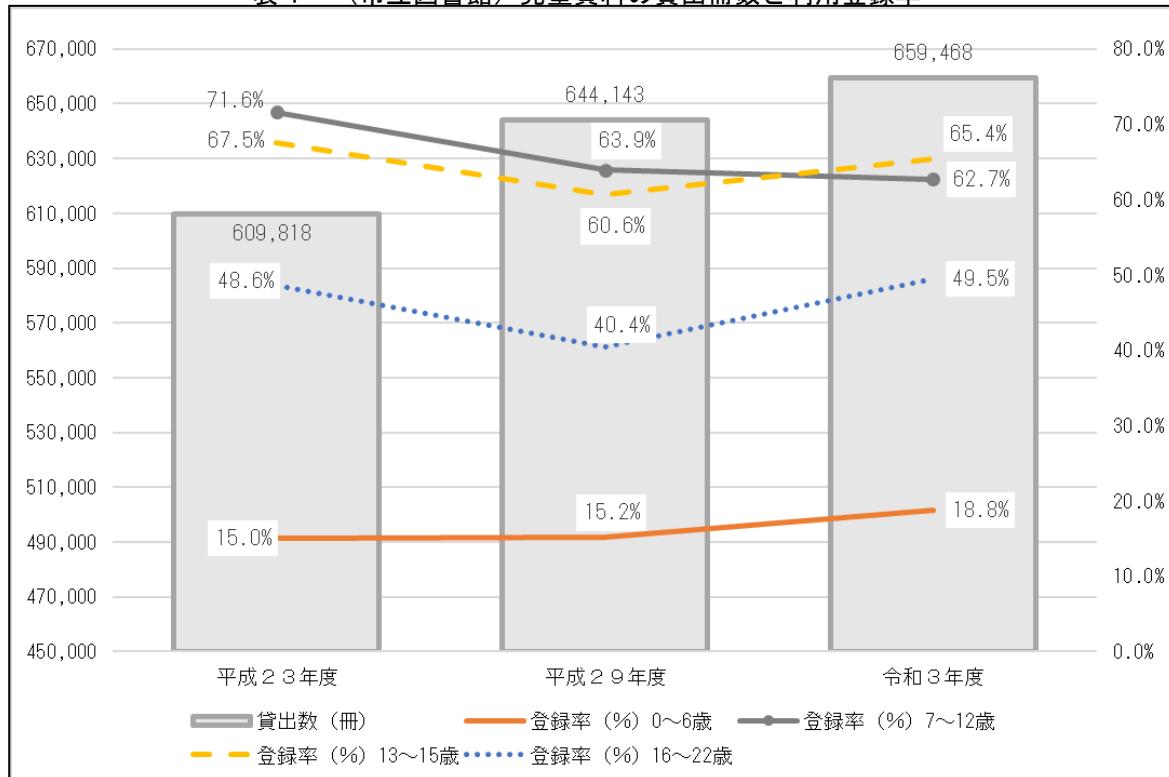
新型コロナウイルス感染症の流行で生じた生活様式の変化による読書需要の高まりは、調布市においても当てはまる部分があると考えられます。今後も引き続き、子どもと本との良い出会いを支援していくために、学校図書館及び市立図書館で、子どもの読書活動推進につながる多彩なプログラムの展開と積極的な働きかけを行っていく必要があります。

表3 (学校図書館) 児童・生徒1人の平均利用冊数



*『令和3年度版 調布市立学校図書館状況報告書』の数値を基に作成

表4 (市立図書館) 児童資料の貸出冊数と利用登録率



『数字で見る図書館活動』 (平成23年度版, 平成29年度版, 令和3年度版) の数値を基に作成

第3章 第4次調布市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

目標1 子どもの発達段階に応じた読書環境の整備・充実

調布市の子どもが、身近な場所で本に触れ、読書に親しむことができるよう、子どもの読書環境を引き続き充実させていきます。乳幼児期の子どもには「読み聞かせ体験」や「聞く読書」によって本の楽しさを知る場を設け、小学生には「何度も読みたくなる本との出会い」が増えるような取組を実施し、中学生・高校生世代には、読書の幅を広げ自主的に読書活動に取り組めるような場をつくります。併せて、特別な配慮を必要とする子どもへの支援体制の充実にも取り組みます。

昨今の社会状況の変化を踏まえながら、子ども一人一人がそれぞれの発達段階や読書能力に応じた読書を楽しめる環境づくりに努めています。

目標2 家庭・地域・学校・行政の連携と相互協力

市立図書館、学校、市の関係機関のほか、子どもの育ちを支援する民間団体、読書活動推進団体等が連携して、子どもが身近な場所で本と出会えるよう、地域社会全体の取組として子どもの読書活動を推進します。また、家庭内で直接子どもに接する保護者へは、様々な場所を通して子どもの読書活動の意義や読書の楽しさを伝え、家庭での読書活動の取組を支援します。

市内の子ども関連機関が相互協力し、読書する上で特別な配慮を必要とする子どもに対して、一人一人の状況に応じた支援を行います。

目標3 子どもの読書活動の普及・啓発

保護者や地域社会の人々に、子どもの読書の大切さについて理解と関心を深めてもらうため、子どもの本や読書、読み聞かせについての啓発事業を実施したり、配布物やホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングシステム）を活用した広報活動を行います。

また、全ての子どもが本と出会える機会を得られるよう、子どもの身近な場所でおはなし会等の事業を実施します。

目標4 読書で「生きる力」を育む

読書の喜びを与えてくれる「かけがえのない一冊」と出会うことは、心身の健やかな成長の上で大きな意味を持ちます。また、読書によって「楽しみを広げる」「知識を得る」「調べる」等の目的を果たしたり、本から得た情報や事柄を自分の中で消化し、考えを深めたりすることは、自らの生きる力や考える力を育むことにつながります。また高度に情報化している現代社会においては、様々なメディアから発信される多様な情報の中から自分の求めている情報を見つけ出せる能力が求められています。

子どもが様々なジャンルの本に触れて読書の幅を広げ、本を通して多様な生き方や未知の世

界に目を向けられるよう、個に応じたきめ細やかな支援をし、子どもの「生きる力」「考える力」を育みます。

第4章 家庭と地域での取組

1 家庭での取組の推進

『子どもの読書活動の推進に関する法律』第6条に「保護者の役割」が規定されています。

子どもが読書習慣を身につけ、継続的に読書に親しんでいくためには、家庭で次のような取組が望まれることから、保護者への周知、啓発、支援に努めます。

- ・保護者と子どものskinshipや共有経験の一つとして、読書の時間を分かち合うこと
- ・子どもが乳幼児の時から、保護者がわらべうたを歌ったり、絵本の読み聞かせをして、言葉や読書への興味を持たせること
- ・保護者が家庭に本を置き、また率先して読書に親しむことにより、子どもの読書への関心を引き出し、家庭内での読書環境を整えること
- ・子どもと一緒に地域の図書館や書店を利用し、本のある空間に親しみを持たせること
- ・市立図書館や児童館、その他子ども関連団体が行っているおはなし会や講演会・学習会等の活動へ積極的に参加すること
- ・学校や市立図書館などで配布する子どもの本の推薦リスト等を活用し、子どもが成長に応じて読書体験を重ねられるようにすること

2 地域での取組の推進

調布市では、学校や市立図書館など市の関連施設に加え、子育て支援施設、市民による読み聞かせボランティアや子どもの本に関する自主サークル等、様々な団体が子どもの読書に関わる活動に携わっています。子どもの読書活動を推進していくうえでは、相互の協力が欠かせません。調布市のすべての子どもが様々な機会や場所で本に親しむことができるよう、地域社会全体で次のような取組を進めていきます。

- ・児童館、公民館、子育て支援施設等、子どもにとって身近な施設で本に親しめる環境をつくります。
- ・経済的な理由や家庭環境によって読書活動の機会が左右されないよう、地域と行政が協働して子どもの読書活動推進に取り組みます。
- ・読み聞かせボランティアや学校図書館ボランティア、読み聞かせや子どもの本に関する自主サークル等、子どもの読書推進に関する活動の担い手を支援します。
- ・子どもへの読み聞かせや子どもの本に関わる催し等、市民による自主的な活動の情報を広く発信していきます。

第5章 第3次計画策定後の学校・行政の取組・成果・課題

「第3次調布市子ども読書活動推進計画」では、「子どもの発達段階に応じた読書環境の整備・充実」「家庭・地域・学校・行政の連携と相互協力」「子どもの読書活動の普及・啓発」「読書で「生きる力」を育む」を目標に、子どもの読書活動を推進してきました。

計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の流行により、学校の休校や図書館の休館等、子どもの読書環境にも大きな影響がありました。

調布市立小・中学校の学校図書館においては、学校図書館の運用状況に関するアンケート調査を実施し、実態の把握や課題の抽出を行いました。今後は、アンケート結果についての検証が必要です。

調布市は、学校の授業と家庭学習で使用するための学習用端末を、児童・生徒へ配付しました。学校司書の事務連絡会においては、学習用端末を活用した図書授業の事例紹介を行いました。

学校図書館では、新型コロナウイルス感染症対策として、貸出可能冊数の引き上げや、貸出期間の延長、分散した図書授業の実施等を講じ、児童・生徒の学びを止めないよう、学校図書館の運営に努めました。

市立図書館では、読み聞かせに関する相談への対応や、推薦図書リストの発行等、読み聞かせ活動を支援する取組を行いました。加えて、公民館や子ども家庭支援センターすこやかを中心とした関連施設での出前講座や市民への出前講座等、読み聞かせに関する講座を実施しました。また、東京都立調布特別支援学校や児童館等でおはなし会を実施する等、関係機関と連携して子どもの読書活動を推進しました。今後も、地域の子ども関連施設と連携し、市民による自主的な活動を支援していくことが課題です。また、特別な配慮を必要とする子どもが読書に親しむことができるよう、マルチメディアD A I S Y図書※の作成点数を増やしました。今後も、マルチメディアD A I S Y図書の利用促進と作成者の育成は、継続的な課題として取り組みが必要です。

市立図書館においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、おはなし会等の中止や参加人数の制限を行ったことにより、各種事業の参加者が減少しました。外出を制限される状況においても、図書館に親しめるよう、図書館公式キャラクター「じろ」※を活用したコンテンツを発信しました。引き続き、子どもの読書環境の整備に取り組む必要があります。

公民館や児童館、子ども家庭支援センターすこやか等、地域にある各施設では、市立図書館からの団体貸出やリサイクル図書の活用等、各施設の読書環境の整備や見直しを進めることができました。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者やボランティアによる読み聞かせの機会が減少したり、各種イベントが中止になりました。今後も、子どもが家庭や地域で本に親しむ機会と場所を増やしていくことが課題です。

新型コロナウイルス感染症の影響による小・中学校の休校や図書館休館で、非来館型のサービスとしての電子書籍サービスへの注目が高まりました。子どもの電子媒体の利用が増加する中、社会状況の変化を踏まえ、電子書籍と子どもの読書の関わり等に注視し、電子書籍の導入や、デジタル情報に対するICT環境※の整備について検討する必要があります。

第3次計画の令和3年度までの取組評価の結果と成果、課題は次の通りです。

○評価

A：目標以上に推進 B：目標どおりに実施 C：目標に到達せず D：未実施

○第4次計画の取組の予定

拡充・継続・縮小

1 市立小学校・中学校

項目	評価	第4次計画
(1) 読書活動推進計画の作成と実施	B	継続
(2) 学校図書館の運営と環境整備	B	継続
(3) 学校図書館専門嘱託員（学校司書）の配置と研修の充実	B	継続
(4) 学校図書館支援センター機能の充実	B	継続
(5) 読書の時間の確保と計画的な読書活動の推進	B	継続
(6) 学習支援機能の充実	B	継続
(7) 特別な支援を必要とする児童・生徒に配慮した読書活動の充実	B	継続
(8) 学校図書館資料の組織化とコンピュータによる管理	B	継続
(9) ボランティアとの連携・協力	B	継続

成果

(1) 読書活動推進計画の作成と実施

- 多くの学校で学校図書館全体計画及び年間指導計画を作成しました。

(2) 学校図書館の運営と環境整備

- コロナ禍において、各学校で感染対策（カウンターカーテンや仕切り板の設置、返却ポストの活用、貸出可能冊数の引き上げ・貸出期間の延長、分散した図書授業の実施等）を講じながら、児童・生徒の学びを止めないよう、学校図書館の運営に努めました。また、感染対策の事例について、情報共有を図りました。

- 学校図書館の運用状況に関するアンケート調査を実施し、実態の把握や課題の抽出を行いました。

- 一部の学校で、調布市にゆかりのある武者小路実篤・水木しげるのコーナーを設けました。

(3) 学校図書館専門嘱託員（学校司書）の配置と研修の充実

- 教諭からの調べ学習資料提供の依頼など、授業へのサポート要請に対応しました。

- (4) 学校図書館支援センター機能の充実
- ・学校司書の事務連絡会や研修会、学校司書と図書主任または司書教諭が参加する学校図書館運営連絡協議会を開催し、学校図書館活用の推進を図りました。また、学校司書の事務連絡会において、児童・生徒へ配付している学習用端末を活用した図書授業の事例紹介を行いました。
 - ・学校司書が、最新の学校図書館用図書を直接手に取り、確認することができる図書展示会に参加し、図書購入の選定に役立てました。
 - ・市立図書館との連携協議会を開催し、団体貸出等に関する意見交換を行いました。
- (5) 読書の時間の確保と計画的な読書活動の推進
- ・朝読書、ビブリオバトル※、読書記録等、読書活動を推進しました。
- (6) 学習支援機能の充実
- ・調布市立小学校教育研究会図書部と市立図書館が合同で作成したワークシート「図書館で調べものをするときに…」を改訂しました。
 - ・「調布市防災教育の日※」では、「命」の授業において、子どもに「じしんがおきたらどうする」や「ぼうさいのおはなし」等をテーマに絵本や紙芝居を使って読み聞かせを行いました。
 - ・一部の小学校では、児童が学校図書館で読んだ本の中から、印象に残った料理や食材のアンケートを図書委員会の児童が中心となってまとめ、学校栄養士と相談して、「ブックメニュー」として給食で再現し、その料理等が登場する本を紹介しました。
- (7) 特別な支援を必要とする児童・生徒に配慮した読書活動の充実
- ・学校司書の読み聞かせや本の紹介等を実施しました。
- (8) 学校図書館資料の組織化とコンピュータによる管理
- ・平成13年度に資源共有化のために導入した図書搬送システムを活用し、学校図書館間や市立図書館との資料搬送を行いました。
- (9) ボランティアとの連携・協力
- ・ボランティアによる読み聞かせ・ブックトーク※・ストーリーテリング※・パネルシアター※・人形劇等のおはなし会の実施や書架整理・図書の補修・装備、ポスターや展示物製作等の活動を行いました。

課題
(1) ・学校図書館全体計画及び年間指導計画の実施状況の検証が必要です。
(2) ・児童・生徒の発達段階に応じた適切な図書を選択し、蔵書数を十分に確保する必要があります。
・学校図書館が従来の読書センターの役割のみならず、学習・情報センターとして機能するためには、校内における協力体制が必要です。
・児童・生徒の学習用端末の導入に伴い、図書の電子書籍化について、他市の状況等を踏まえて検討する必要があります。

- (3) • 小学校の大規模校では、授業の打ち合わせ時間が確保できないこともあります。学校司書の体制を検討する必要があります。
- 学校司書が図書館運営を円滑に進めるため、研修が必要です。
- (4) • 学校図書館マニュアルの作成、学校図書館全体計画及び年間指導計画、図書リストの作成、選書※、蔵書計画、読書指導や指導案作成への助言や、学校司書と教諭の連携した授業を指導できる司書教諭等を学校図書館支援の担当者として配置することが必要です。
- (5) • 絵本から読み物へ読む力を向上させ、文学作品・科学読み物等につなげることや、全ての学習への興味・関心を広げて、知的好奇心を高め、読書の質を高める取組が必要です。
- (6) • 学校図書館でどのような学習支援が必要か、教員と学校司書との連絡を密にする必要があります。
- (7) • マルチメディアD A I S Y図書※や布の絵本・布の遊具※等の活用が求められます。
- (8) • 更に使いやすい検索システムの整備と、情報環境の急速な変化にも対応できるデータベースの構築が必要です。
- 学校間の図書搬送体制を充実させる必要があります。
- 学校司書が情報共有するための場を確保するとともに、情報共有する環境を整備する必要があります。
- 学校司書が使用するパソコンは、導入後年数が経過しており、今後、故障のリスクが高まることはもとより、オンライン会議等の新たな需要にも対応するため、機器の更新を行う必要があります。
- (9) • ボランティアを対象とした研修の実施について検討する必要があります。

2 市立図書館		
項目	評価	第4次計画
(1) 選書※の重視と蔵書の充実	B	継続
(2) 『このほんよんで！ 第2版』※等の刊行物・リスト類の充実	B	継続
(3) おはなし会の充実	B	継続
(4) 子どもを対象にした事業	B	継続
(5) 子どもの本に関わる大人を対象にした事業	B	継続
(6) ブックスタート※事業の充実	B	継続
(7) 保育園・幼稚園との連携の充実	B	継続
(8) 学校との連携の充実	B	継続
(9) 子ども関連施設等との連携の充実	B	継続
(10) 展示の充実	B	継続
(11) 図書館利用に障害のある子どもへのサービスの充実	B	継続
(12) 利用促進・広報活動	B	継続
(13) 職員の育成	B	継続

成果
(1) 選書※の重視と蔵書の充実 <ul style="list-style-type: none"> 子どもと本の良い出会いを支援した結果、図書館で薦める本がベストリーダーに反映されています。
(2) 『このほんよんで！ 第2版』※等の刊行物・リスト類の充実 <ul style="list-style-type: none"> 『このほんよnde！第2版 追録版』を発行しました。 リスト「オリンピック・パラリンピックの本」を改訂し、図書館ホームページで公開しました。 リスト「SDGsの本」、パスファインダー※「調布の地図のしらべ方」「調布の歴史のしらべ方」「世界の国々のしらべ方」「アジア・太平洋戦争と調布」「映画のまち調布」を発行し、図書館ホームページで公開しました。 市民が本選びに活用できるよう、行事・季節等テーマ別リストを作成しました。
(3) おはなし会の充実 <ul style="list-style-type: none"> おはなし会は、子どもや保護者が図書館へ来館したり資料を借りたりする動機になっています。 おはなし会に参加した保護者が読み聞かせの楽しさを知り、家庭、地域、学校での読み聞かせにつながっています。 おはなし会は保護者が職員に気軽に相談できる場、保護者同士の交流の場にもなって

います。

- ・土曜おはなし会の他、定例おはなし会の枠で「こわ~いおはなし会」「としょかんでふしぎはっけん！（科学遊びのおはなし会）」等、テーマを決めたスペシャルおはなし会を各館で実施しました。
- ・一部の館ではおはなし会で読んだ本を図書館内で展示したり、プログラムを掲示したりすることにより、参加者以外への貸出しにつながっています。

(4) 子どもを対象にした事業

- ・「小学生読書会※」で紹介した本を図書館内に展示したり、図書館ホームページで紹介したりすることにより、参加者以外への貸出しにつながっています。
- ・「小学生読書会※」は、アニメーション※を含めたプログラムを実施することで、本への関心が高まるとともに、会員同士が交流する機会になっています。
- ・「ぶちねこ便※」や「P r i m e～高校生の今～※」は、市立図書館と中学生や高校生世代をつなぐものであり、記者やその読者が図書館に親しみを持つきっかけとなっています。
- ・「ぶちねこ便※」は、ビブリオバトル※や見学会を実施したり、新入生歓迎号を市内公立中学校へ配布したりしたことにより会員が増加しました。
- ・各図書館で、本にまつわるクイズや「えほんみくじ」など、子どもやY A（ヤングアダルト）※世代が興味を持つ仕掛けを取り入れた企画を実施しました。
- ・即時に借りられる貸出セットを用意するなど、新型コロナウイルス感染症の流行により利用が制限される中で、貸出しのニーズに応える工夫を行いました。
- ・行政書士会と連携して「子ども向け法務ミニセミナー」を開催し、日常生活に役立つ法律知識とテーマに関連する資料を紹介しました。
- ・子どもが調布の地域について知るきっかけになるコンテンツ「ちょうどふすごろく」「ちょうどふことばさがし」「ちょうどふちめいはんじえ」を作成し、図書館ホームページで公開しました。

(5) 子どもの本に関わる大人を対象にした事業

- ・「子どもの本に親しむ会」は、子どもの本と子どもの読書への関心を高める機会となっています。
- ・「読み聞かせ交流会」を開催し、読み聞かせボランティアをしている市民や読み聞かせに关心がある市民に情報交換の場を提供しました。
- ・「絵本の読み聞かせ講座」は、新型コロナウイルス感染症の流行により全3回の講座を2回に短縮し、人数制限や受講者による実習の中止等感染対策を講じながら実施しました。
- ・自主サークル「子どもの本を読む会」（令和2年度で活動終了）や生涯学習団体アカデミー愛とぴあ所属の読書会の活動を支援するため、市立図書館の職員が新刊を紹介したり、テーマ選びや作家研究等の相談に応じたりしています。

- ・調布市生涯学習出前講座「読書の楽しさを伝えたい！子どもと読書」の講師派遣依頼に応え、家庭や地域での子どもの読書活動を推進しました。

(6) ブックスタート※事業の充実

- ・ブックスタートパック※を1歳6か月児健康診査で配付しています。
- ・『赤ちゃんは絵本が大好き！』を3・4か月児健康診査や市立図書館で配付しています。
- ・保健センターに図書館から団体貸出した乳幼児向き絵本を置いて、訪れた親子が絵本に親しめるようにしています。

(7) 保育園・幼稚園との連携の充実

- ・年間を通しておはなし会を実施することにより、子どものおはなし聞く力、楽しむ力を育成しました。
- ・保育園等に団体貸出を行い、読書や読み聞かせなどに利用されています。
- ・市立図書館が刊行した絵本のリスト『このほんよんで！ 第2版』※を市内の保育園・幼稚園に配布しました。
- ・市立図書館からのリサイクル資料の提供等によって、子どもが本に親しめる環境づくりを支援しています。
- ・保育園等からの依頼に応じて、園だよりでの本の紹介や保護者向けに家庭での読み聞かせについての講座を実施しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行により保育園等の園児の来館が難しくなった状況でも、希望に応じて市立図書館の職員が保育園等に出向いておはなし会を実施しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しながら、人数の制限や換気等の感染対策を講じておはなし会を実施しました。

(8) 学校との連携の充実

- ・学級文庫への団体貸出を行い、子どもに身近な教室に本を置くことで、読書環境の整備につながっています。
- ・調べ学習に関する資料を学校に貸出しすることによって、授業の支援、本を利用した学習の充実につながっています。
- ・市立図書館の職員が調布市立小学校教育研究会図書部へ参加し、新刊紹介を行っているほか、共同で、リスト「夏休みにすすめる本」「図書館で調べものをするときに…」を発行しています。
- ・市立図書館の新刊書選定結果を市立小・中学校に送付しています。
- ・市立小・中学校の学校図書館から学校図書館だよりを送付してもらい、児童・生徒の読書活動について情報共有しています。
- ・児童の図書館調べへの協力をしています。
- ・適応指導教室「太陽の子」※の児童が定期的に来館し、団体貸出を実施しています。

- ・市立図書館の職員が柏野小学校の読書集会等へ訪問し、読み聞かせを実施しています。
- ・令和2年度に富士見分館と石原小学校との共同で読書推進事業「じろといしわらっこ のじけんぼ」を実施しました。
- ・都立神代高校の生徒が作成したマナーアップポスターを館内で掲示しました。

(9) 子ども関連施設等との連携の充実

- ・団体貸出のP R ポスターを作成し、図書館と市内関連施設に掲示しました。
- ・子ども関連施設等へ団体貸出やリサイクル本の提供を行い、身近な場所に本を置くことで、子どもが本に親しめる環境作りを支援しています。
- ・児童館で行っている子育てひろば事業、子ども家庭支援センターの乳児交流事業「コロコロパンダ」や子育て講座事業「エンゼル大学」など、市立図書館から各施設への出張おはなし会や事業への講師派遣をすることで、子どもと保護者が図書館以外の場でも本に親しむ機会を提供しました。
- ・調布市文化・コミュニティ振興財団等市内関連施設主催の事業に協力して、関連の展示や資料提供を実施し、子どもと本を結びつけるきっかけをつくりました。

(10) 展示の充実

- ・職場体験に参加した中学生やサマーボランティアに参加した高校生に、自分が薦める本のポップを作成してもらいました。
- ・子ども向けやY A (ヤングアダルト) *向けの展示として、おすすめの本のポップを展示スペースに掲示する参加型展示を各館で実施しました。
- ・中高生を中心に、様々な世代の市民が掲示板等で交流できるような展示スペース「ぶちさんコーナー」を、一部の分館で設置しました。

(11) 図書館利用に障害のある子どもへのサービスの充実

- ・布の絵本・布の遊具*の展示を図書館や市内にある関連施設で実施し、身近な場所で実際に触れて理解してもらう機会を増やしました。
- ・聴覚障害の子どもに向けて、手話による読み聞かせD V Dを購入しました。
- ・国領分館でピクトグラムを導入しました。
- ・所蔵数の少なかったマルチメディアD A I S Y図書*の作成点数を増やしました。
- ・L Lブック*の出版情報に留意し、積極的に購入しました。
- ・令和2年度から、東京都立調布特別支援学校で、市立図書館の職員が出張おはなし会を実施しています。

(12) 利用促進・広報活動

- ・図書館ホームページで、各種リストの掲載図書の一覧ページから資料を予約できるシステムを作り、利便性を向上させました。
- ・市立図書館の職員が「調布F M」や「テレビ広報ちようふ」の番組に出演して、本の紹介や事業の案内を行いました。

- ・調布子育て応援サイト「コサイト」を通して、市立図書館子ども室の案内や事業の情報をお伝えしました。
- ・新聞・雑誌・出版社の取材に応じ、市立図書館のPRを行いました。
- ・市内の子ども関連施設で市立図書館の利用案内等の発行物を配布しました。
- ・子どもがインターネットから楽しめるコンテンツ「ブッククエストオンライン」「このほんよんでレストラン」を図書館ホームページに掲載しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行により外出を制限される状況においても、図書館に親しめるよう、ぬりえやしおりなど図書館公式キャラクター「じろ」※を活用したコンテンツを発信したほか、中央図書館の地下書庫を紹介する記事「じろの地下書庫ツアーワーク」を掲載しました。
- ・市立図書館が作成した推薦図書リストを市内書店に配布しました。
- ・都立調布南高校へ市立図書館の利用促進のためのチラシを配布しました。

(13) 職員の育成

- ・新任職員に対し、選書※に関する研修を実施しました。
- ・新任職員が中堅以上の職員と一緒に事業を担当する機会を増やし、児童サービスを実際に学べるようにしました。
- ・子どもの読書活動に関する各種講座の講師を務められる職員を養成するため、図書館が培ってきた知識やノウハウを継承しました。

課題

- (1)
 - ・Y A（ヤングアダルト）※世代に向けた本の収集の検討が必要です。
 - ・学校のみならず、児童館、学童保育、放課後等デイサービスの利用を念頭に置いた図書の充実が必要です。
- (2)
 - ・図書館ホームページから、リストの内容を閲覧できるようにする取組が必要です。
- (3)
 - ・新型コロナウイルス感染症の流行にともなうおはなし会の中止や参加人数の制限により、おはなし会への参加者が減少しています。
- (4)
 - ・「小学生読書会※」と「ぶちねこ便※」を継続するため、会員の確保が必要です。
 - ・不特定多数の子どもが気軽に楽しく参加できるような事業の検討が必要です。
 - ・「P r i m e～高校生の今～※」が2020年で休刊したため、Y A（ヤングアダルト）※世代を引きつける事業の検討が必要です。
- (5)
 - ・市内にある子どもの読書に関わる団体への支援を検討する必要があります。
 - ・「読み聞かせ交流会」の参加者のニーズの把握と、内容の充実を図る必要があります。
- (6)
 - ・図書館を利用していない家庭への啓発が必要です。
- (7)
 - ・新設の保育園と連携を密にし、団体貸出の利用を促進する必要があります。
 - ・市立図書館から園を通じて、子ども読書活動推進に関する家庭への働きかけが必要です。

- (8) ・調べ学習について、学校の希望する冊数に対して提供できる冊数を十分に備える必要があります。
 ・調べ学習に関する資料提供に対して、学校での利用状況について振り返りが必要です。
 ・小学校に比べて連携が不十分な中学校や高校と、連携を密にすることが必要です。
- (9) ・団体貸出の推進など、子育て支援関係機関との連携を強化する必要があります。
- (10) ・Y A（ヤングアダルト）※世代を引きつける展示を継続する必要があります。
 ・展示資料の一覧を図書館ホームページに掲載してほしいという市民からの要望へ対応する必要があります。
- (11) ・P Rにより市民からの問い合わせが増加した、布の絵本・布の遊具※、マルチメディアD A I S Y図書※について、継続して利用してもらえるよう工夫が必要です。
 ・市立図書館で所蔵数が少ないマルチメディアD A I S Y図書※の充実と作成者の育成が必要です。
 ・聴覚障害や知的障害等の子どもが図書館を利用するにあたってのサポート方法などについて検討が必要です。
 ・様々な障害の新しい情報・考え方に対応するため、定期的・継続的に職員研修を実施する必要があります。
 ・施設・設備のバリアフリー化を検討する必要があります。
 ・市内関連団体とのさらなる連携が必要です。
 ・ディスレクシア※の子どもに対するサービスのP Rが必要です。
 ・産前産後の保護者に対する宅配サービスの充実が必要です。
- (12) ・不読率の高い中学生、高校生世代の利用を促進する必要があります。
 ・図書館を利用していない潜在的利用者層への効果的なアピールの方法の検討が必要です。
- (13) ・子どもの読書環境づくりを担う職員の育成を継続していく必要があります。
 ・「絵本の読み聞かせ講座」や調布市生涯学習出前講座、都立図書館主催の講座等の講師を務められる職員の育成が必要です。
 ・子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、定期的・継続的に職員研修を実施する必要があります。

3 幼稚園		
項目	評価	第4次計画
(1) 市立図書館職員を講師にした保護者対象の絵本の読み聞かせ講座を検討します。	B	継続
(2) 地域の図書館や関係機関との連携・協力を一層強化します。	B	継続

成果
<ul style="list-style-type: none"> 読み手の大人と聞き手の子どもが物語の世界をともに楽しむ時間を設けました。 市立図書館職員によるおはなし会と保護者を対象とした絵本に関する講座を実施しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> 家庭で絵本の読み聞かせをすることが、親子のふれあいの時間になり、幼児の心の栄養になることを伝える等、保護者への啓発が必要です。 保護者による家庭での絵本の読み聞かせの継続・充実の支援が必要です。

4 保育施設		
項目	評価	第4次計画
(1) 市立図書館のリサイクル図書を有効活用する等、保育園の読書環境を整備します。	B	継続
(2) おはなし会や団体貸出等、市立図書館と連携を図ります。	B	継続
(3) 保護者に対しては、大人からわらべうたを歌ってもらったり、絵本を読んでもらったりすることが、親子間で様々な感動を共有できる機会となり、親子関係の育みのひとつにもなること等を伝え、読書の啓発に努めます。	B	継続
(4) 東京都認証保育所に対しても、定期的に市立図書館を利用するように促していきます。	B	継続

成果
<ul style="list-style-type: none"> 市立図書館のリサイクル図書を有効活用しました。 園だよりやクラスだよりに保護者に対して絵本の紹介や読み聞かせの有用性を伝える記事を掲載しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> 園児が本に親しむ機会を増やすため、各保育室に、0歳児から5歳児までの発達段階に即した絵本を備えていますが、更に充実させる必要があります。

- ・新型コロナウイルス感染症の流行により市立図書館を利用できない期間がありました。感染対策を講じながら市立図書館との連携を図っていく必要があります。

5 児童館

項目	評価	第4次計画
(1) 市立図書館や関係機関、ボランティア団体との連携の中で、多彩な読書活動の展開に努めます。	B	継続
(2) 児童館の図書室を充実させます。	B	継続
(3) 購入図書のほか、市立図書館のリサイクル図書を有効活用します。	B	継続
(4) 工作・遊びなどの活動に、物づくりの楽しさを伝える本を取り入れ、協力して作り出す経験を重ねて、子どもの創造する力を育みます。	B	継続

成果

- ・市立図書館からのリサイクル図書を活用し、全ての児童館図書室をリニューアルすることができました。

課題

- ・読み聞かせについては新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止する等、実施できないところがありました。
- ・乳幼児親子、小学生、中高生世代等、利用者が幅広いため、それぞれの利用者のニーズに応えることができるような児童館図書室の充実が必要です。

6 公民館

項目	評価	第4次計画
(1) 子育て支援のための家庭教育講座の中で、絵本をテーマとした学びの講座を継続して実施します。	B	継続
(2) 今後も、子どもの成長に合わせた本や絵本を学習することをテーマとした成人学級の活動を支援し、読み聞かせ会の会場を定期的に提供します。	B	継続

成果

- ・一部の公民館では、図書に関する企画展を開催し、開催期間にあわせて図書館司書による未就学児とその親を対象としたおはなし会を継続して実施しました。
- ・一部の公民館では、オープンスペースにある本棚に児童書を置き、貸出を実施しました。

- ・子どもの成長に合わせた本や絵本を学習することをテーマとした成人家級の活動を支援し、読み聞かせ会の会場を定期的に提供しました。
- ・子育て中の保護者に対して、市立図書館が実施する子どもの読書に関する出前講座を勧めました。

課題

- ・一部の公民館では、絵本の読み聞かせを行っていた成人家級が活動を終了したため、新たな成人家級の発掘、育成が必要です。
- ・一部の公民館では、オープンスペースの児童書の貸出件数が減少しているため、利用促進など対策を検討していく必要があります。

7 放課後子供教室事業「ユーフォー」

項目	評価	第4次計画
(1) 保護者・学校・地域の関係者の方々に協力を得ながら、各小学校の「ユーフォー※」における読書活動を推進します。	B	継続
(2) 市立図書館からの団体貸出を利用し、「ユーフォー※」で子どもが図書をいつでも手に取ることができるような環境を整備します。	B	継続
(3) 工作・遊びなどの活動に、物づくりの楽しさを伝える本を取り入れ、協力して作り出す経験を重ねて、創造する力を育みます。	B	継続

成果

- ・プレイルームでは、購入図書のほか、市立図書館からのリサイクル図書も有効活用しています。
- ・ボランティアによる読み聞かせを実施しました。

課題

- ・高学年の児童の利用につながるようなプログラムの充実が必要です。

8 子ども家庭支援センターすこやか

項目	評価	第4次計画
(1) 市立図書館の団体貸出やリサイクル図書を有効活用します。	B	継続
(2) 乳児交流事業や子育て支援講座において、引き続き、市立図書館職員によるブックスタート※や絵本の読み聞かせをテーマにした会を設け、子どもの読書活動について保護者へ啓発します。	B	継続

成果
<ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館の団体貸出を利用し、大型絵本や紙芝居を事業に活用しました。 ・乳児交流事業コロコロパンダにおいて、市立図書館職員によるブックスタート※事業を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためZOOMを使用し、オンラインでも実施しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭等で絵本の読み聞かせをすることは、親子のふれあいの時間になり、乳幼児の心の栄養になることを伝える等、保護者への啓発を推進する必要があります。 ・市立図書館のリサイクル図書の活用や待合コーナーでの絵本の設置等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止している事業があります。感染拡大状況を考慮しながら、実施を検討していく必要があります。

9 保健センター		
項目	評価	第4次計画
(1) 妊婦への絵本ギフトを継続します。	B	継続
(2) 市立図書館と連携し、集団健康診査等で保健センターに来所する親子にブックスタート※事業を継続します。	B	継続

成果
<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人に絵本を紹介し贈呈する、妊婦への絵本ギフトを実施し、乳児期からの読書体験につなげました。絵本については、市立図書館と連携して選定しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で乳幼児にわらべうたを歌ったり、読み聞かせしたりすることの大切さを伝える等、保護者への啓発を推進する必要があります。

10 子ども発達センター		
項目	評価	第4次計画
(1) 子ども一人一人の興味や状態にあった資料を活用します。	B	継続
(2) 市立図書館との連携によって実施しているおはなし会や団体貸出を継続し、充実させます。	B	継続

成果
<ul style="list-style-type: none"> ・小物を取り外せる布の絵本・布の遊具※等、子どもの興味を引き出す資料を活用し、子どもの発達の促進を図りました。 ・大型絵本や布の絵本・布の遊具※等の市立図書館からの団体貸出により、読み聞かせの幅が広がり、子どもの本への興味が広がりました。

課題
・発達に遅れや偏りのある児童に適した本を選定する必要があります。

11 青少年交流館		
項目	評価	第4次計画
青少年が気軽に本に触れ、読書習慣を身に付けるきっかけとなるよう、読書のできる環境を提供します。	B	拡充

成果
・館内に本を置き、青少年が気軽に本を手に取れるようにしました。
課題
・市立図書館と連携して、おすすめの図書の掲示やリサイクル図書の活用、読み聞かせ等、読書活動の推進を検討していく必要があります。

12 東京都立調布特別支援学校		
項目	評価	第4次計画
(1) 市立図書館等によるおはなし会や団体貸出など、地域との積極的な連携を図ります。	A	拡充
(2) 東京都立多摩図書館との連携を図ります。	B	拡充
(3) 調布市立中央図書館を訪問し、読書活動に関する情報交換を実施した。	B	継続

成果
<ul style="list-style-type: none"> 市立図書館の職員が来校し、小学部1年生から中学部3年生までにおはなし会を実施しました。児童生徒が本に触れる機会が増え、興味が広がりました。小学部高学年では、図書館利用学習を実施し、本を借りる体験学習を行いました。 読書週間に市立図書館の団体貸出を利用しました。大型絵本や布の絵本・布の遊具※を借りることで、教員による読み聞かせが充実しました。 市立図書館を訪問し、読書活動における情報交換などをを行い、次年度計画の参考としました。 市立図書館からのリサイクル図書を活用しました。 都立図書館の選書※相談会へ参加し、新刊図書の情報及び学校における読書活動の実践方法、図書の配架の工夫について相談しました。校内図書館、図書コーナーの配架、環境づくりに役立てました。

課題

- ・小学部1年生から中学部3年生まで段階的に図書館利用ができるよう学習設定をする必要があります。
- ・市立図書館職員や地域の人々による読み聞かせや手遊びの機会を多くもつことにより、絵本への興味を広げ、言語活動の充実を図ります。
- ・地域の公共施設利用学習のために、児童生徒が市立図書館を訪問し本の貸出しを体験することで、保護者への啓発、将来の余暇活動につなげます。
- ・マルチメディアD A I S Y図書※について、校内読書週間で紹介し、児童生徒の実態に応じた利用の機会をつくり、市立図書館のマルチメディアD A I S Y図書を活用します。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に留意し、読書活動の工夫を行いながら、公立図書館と連携を図る必要があります。

第6章 第4次計画における学校・行政の取組・計画

学校は、多くの子どもが読書に関する環境を等しく享受できる場です。豊かな心と確かな学力の育成のため、子どもの年齢や発達に合った読書環境を整備することが求められます。

行政は、庁内関係各部署が連携し、また、関係機関・団体の取組や家庭、地域での取組を支援し、子どもの読書活動に関する取組と環境を整備します。

また、新型コロナウイルス感染症のような感染症の流行等、子どもの生活環境や時代の変化に応じ、子どもが安心して読書活動できるような環境を整備します。

1 市立小学校・中学校

(1) 読書推進計画の作成と実施	<p>市立小・中学校では、学習指導要領及び教育課程に基づき読書指導を位置付け、学校経営方針に従って、図書主任または司書教諭を中心に全教職員による読書活動を充実させています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・学校図書館全体計画及び年間指導計画の実施状況の確認と振り返りを進めています。・学校生活の中で児童・生徒が調べ学習を効果的に進め、読書に親しむことができる環境を整えていきます。																
(2) 学校図書館の運営と環境整備	<p>学校図書館は、教育課程の展開に寄与するとともに、児童・生徒の興味や関心にこたえて基本的な教養を身に付けることができる場です。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童・生徒や保護者の読書への関心を高める広報活動として、学校図書館だより・読書新聞等の広報紙面の充実を図っています。 <p>調布市立学校図書館蔵書数 (冊)</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>平成31年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>小学校</td><td>252,429</td><td>255,341</td><td>259,033</td></tr><tr><td>中学校</td><td>108,440</td><td>110,089</td><td>111,167</td></tr><tr><td>合計</td><td>360,869</td><td>365,430</td><td>370,200</td></tr></tbody></table> <p>*各年度の「調布市立学校図書館状況報告書※」の数値を基に作成</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・学校長の指示の下、図書主任または司書教諭を中心に、学校図書館担当教員・学校司書・その他の学年主任、教科主任等の教職員の協議の場である学校図書館運営委員会を設置し、連携体制を推進します。		平成31年度	令和2年度	令和3年度	小学校	252,429	255,341	259,033	中学校	108,440	110,089	111,167	合計	360,869	365,430	370,200
	平成31年度	令和2年度	令和3年度														
小学校	252,429	255,341	259,033														
中学校	108,440	110,089	111,167														
合計	360,869	365,430	370,200														

	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の図書委員会を可能な限り複数の担当教職員が指導し、活発に活動できるようにします。 ・保護者や地域住民によるボランティアの協力を得て、読み聞かせ等の読書活動を実施するほか、学校図書館の環境整備を推進します。 ・読書環境の整備に向けて関係部署との協議・調整を積極的に図ります。 ・学校のホームページに学校図書館を紹介する等、広報活動をより一層充実させていきます。 ・電子書籍の導入について、紙書籍との使い分けや読書活動に係る費用対効果等を検証します。
(3) 学校司書の配置と研修の充実	<p>平成14年度以降、調布市内のすべての市立小・中学校に、学校司書（司書又は司書教諭有資格者）が配置され、司書のいる学校図書館が実現しました。学校司書は、学校図書館運営の司書的業務全般において大きな役割を果たしています。</p> <p>学校司書が配置された当初は1日5時間、週3日勤務でしたが、勤務日数等の見直しを行い常時開館・常時対応できる体制づくりを推進しています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の大規模校における学校司書の配置について、今後の学級数の推移等を踏まえ、適正な配置に努めます。 ・学校司書の選書※能力を高め図書主任または司書教諭との合同の研修を行うことにより情報を共有し、授業をサポートする力の向上に努めます。
(4) 学校図書館支援センター機能の活用	<p>教育会館内に学校図書館支援センター機能を設け、学校司書の相談窓口や橋渡しを行い、学校図書館の運営がスムーズにいくように支援しています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任の学校図書館支援担当者を配置し、円滑な学校図書館の運営に努めます。 ・学校図書館で育った子どもが市立図書館の利用者へと繋がっていくために、引き続き学校図書館と市立図書館及び各機関との連携等を進め、学校図書館支援センター機能の活用を図ります。
(5) 読書の時間の確保と計画的な読書活動の推進	多くの小・中学校で、朝の一斉読書の時間や図書の時間等、学校生活の中で児童・生徒が本を読むための時間が確保されています。

	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員や学校司書、保護者が、読書の時間に、読み聞かせ、ブックトーク※、ストーリーテリング※等を取り入れることで、児童・生徒に本の楽しさを伝え、本への関心を更に高めていきます。 読書週間や読書月間の設定、「子ども読書の日」の行事や集会、休み時間や放課後を利用したおはなし会、読書クイズ、ブックリスト「本のたからばこ」（小学校）、「ほんとのどあい」（中学校）の作成等、読書活動活性化のための多彩なプログラムを提供します。
(6) 学習支援機能の充実	<p>学校図書館が児童・生徒の学習を支えるためには、教育課程に寄与する資料の体系的・計画的な整備と組織化が求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校の調べ学習では、百科事典・国語辞典・図鑑・年鑑の使い方を、1年生の入門指導から中学年・高学年へと段階を踏んで指導しています。 中学校では、修学旅行の事前学習、職業、国際理解、オリンピック・パラリンピック等、学習のテーマにあわせて資料を提供しています。 <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校の調べ学習については、「図書館で調べものをするときに…」の活用等により一層充実させていきます。 「総合的な学習の時間」をはじめ、各教科等の資料の活用、委員会活動、部活動等の教育活動における学校図書館機能の利用等を通して、学習支援機能の整備を更に図ります。 「調布市防災教育の日※」では、親子ともに災害に対する備えや防災意識を高める本にも関心を持ってもらえるよう、授業内容を充実させ、市民へ情報提供を行います。
(7) 特別な支援を必要とする児童・生徒に配慮した読書活動の充実	<p>児童・生徒の障害の状態や特性に配慮した図書を選定して、教室に備えるとともに、市立図書館から布の絵本・布の遊具※等の資料提供を受け、子どもの本への興味を引き出しています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在実施している読書活動を更に充実させていきます。
(8) 学校図書館資料の組織化と電子管理	<p>学校図書館においては、図書の受入れ・整理・除籍（廃棄）、貸出しや返却がパソコンにより管理されています。</p> <p>学校図書館及び市立図書館をはじめとする関連機関や団体がネットワークを組むことが必要であるという文部科学省の方針に基づき、調布市では平成13年度に資源共有化のための図書搬送システムを</p>

	<p>導入しました。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検索システムの整備とデータベース構築の推進を図ります。 ・学校図書館の資料の組織化を進め、相互利用できる体制を更に充実させていくために、学校図書館間の搬送が円滑に行われるようになります。 ・オンライン会議等の新たな需要も見据え、学校司書が使用するパソコンの更新を行います。
(9) ボランティアとの連携・協力	<p>多くの小・中学校で、保護者等による子どもの読書推進に関わるボランティア活動が活発に行われています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司書教諭や学校司書をコーディネーター役として、様々なボランティア活動を実践する保護者等との協力関係を保ちます。 ・学校と教育委員会指導室、市立図書館等、教育委員会各部署との連携を強化して情報交換に努め、子どもの読書活動に関わる研修会や交流会を開催する等、今後も計画的・継続的に活動を支援します。

2 市立図書館

市立図書館は、市民であれば誰でも利用することができる開かれた場所です。子どもが気軽に立ち寄り、読書や調べもの、疑問の解決ができるよう、子どもの生活に根ざした魅力的な施設を目指します。子どもと本とのかけがえのない出会いを支援するために、様々な機会をとらえて本を紹介するとともに、読書を楽しむきっかけが得られるような事業を実施しています。

(1) 選書※の重視と蔵書の充実	<p>子ども時代は、本に対する好みや質の感覚が養われる大切な時期であり、読書の習慣もこの時期につくられるものです。選書※に力を注ぎ、できるだけ質の高い本を選ぶとともに、年齢や生活体験や読書体験が異なる子どもに向けて、個人の興味や読書力に合ったあらゆるジャンルの本を揃え、提供していきます。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「調布市立図書館児童資料の収集等に関する方針」に基づき、質の高い本を的確に選ぶよう努めます。英語絵本の収集にも留意します。
------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育・教育現場や子ども関連施設等で必要とされている資料の情報を得て、市立図書館の選書※に活かします。 ・YA（ヤングアダルト）※世代に向けた本の収集に留意します。 ・児童館・学童保育・放課後等デイサービスで需要の多い本を団体貸出用にそろえます。 ・子どもの読書機会を増やすため、電子書籍の導入を検討します。
(2) 情報サービスの充実	<p>市立図書館では、読書や調べものの相談に対応するレファレンスサービスを行っています。子どもの調べ学習や読書相談から、成人の児童書に関する問い合わせまで幅広く対応しています。</p> <p>またパスファインダー※を作成し、問い合わせの多い事柄について調べ方をまとめて利用者に提供しています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスファインダー※の改訂・発行を継続し、内容を充実させます。 ・レファレンス記録を職員間で蓄積・共有し、レファレンス対応に活用します。 ・子どもが調布についての知識を深めるきっかけになるコンテンツを作成します。 ・子どもに図書館の使い方や情報の調べ方を伝える事業を行います。
(3) 『このほんよんで！ 第2版』※等の刊行物・リスト類の充実	<p>市立図書館では、子どもにすすめたい本や長い間読み継がれてきた本を選んで紹介したリストを作成しています。</p> <p>有償頒布している『このほんよんで！ 第2版』※『小学生にすすめる本 第2版』※は、ともに全国から購入希望が寄せられています。</p> <p>また、配布用のリストとして、対象年齢別の推薦図書リストや各種のテーマ別リストを作成しています。推薦図書リストに掲載した本の解題は、対象年齢別に参照できるようファイルしたものを図書館の子ども室に設置しています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『このほんよんで！ 第3版』発行に向けて、準備作業を継続します。 ・リスト「子どものほん」「中学生にすすめる本」を毎年発行します。 ・リスト「1年生にすすめる本」「クリスマスのほん」「今日のおはなししない」「赤ちゃんは絵本がだいすき！」「としょかんの

	<p>つかいかた」「読み聞かせにすすめる本～小学生向き～」は数年ごとに見直して改訂します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスト「夏休みにすすめる本」「図書館で調べものをするときに…」は、調布市立小学校教育研究会図書部と一層の連携を図り、全小学校児童を対象とした発行を継続します。 ・保育士や教師が保育や教育の場で利用できるよう、防災等社会的に需要の高いテーマの資料リストを作成します。 ・各種推薦図書リストを図書館ホームページで公開します。
(4) おはなし会の充実	<p>図書館のおはなし会では、家庭での読み聞かせとは違った体験ができます。集団でおはなしを聞くことで、自分とは違う見方や感じ方、楽しみ方に触れることができ、自然におはなしを楽しむコツが身に付きます。おはなし会は、本との出会いの場でもあります。</p> <p>おはなし会は、選書※・蔵書構成・読書相談・展示等、すべての図書館児童サービスにつながるものという位置付けで、今後も職員が実施していきます。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を対象としたおはなし会を継続して実施します。 ・学童クラブや放課後等デイサービス等、子どもが集まる場所や施設におけるおはなし会への参加を働きかけます。 ・平日のおはなし会への参加が難しい親子のために、土日を含む特別おはなし会を計画します。
(5) 子どもを対象にした事業	<p>小学校4年生から6年生までを対象にした「小学生読書会※」や、中学生記者による通信「ぶちねこ便※」の発行等、子どもと図書館をつなぐ、各種事業を展開しています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ぶちねこ便※」や「小学生読書会※」のPRとして、見学会やビブリオバトル※等を実施します。 ・「子ども読書の日」（4月23日）や夏休み等に、不特定多数の子どもを対象とした、図書館見学ツアーや読書啓発に関する事業を実施します。 ・分館の特性を活かし、地域の子ども関連施設と連携した事業を実施します。
(6) 子どもの本に関わる大人を対象にした事業	<p>子どもの本の作家や翻訳家、編集者等による講演会「子どもの本に親しむ会」、図書館職員による「絵本の読み聞かせ講座」等、各種事業を実施しています。</p>

	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの本に親しむ会」は、わらべうた・絵本・児童文学等のテーマで開催し、子どもの読書活動の意義を多くの市民に伝える機会とします。 ・市内にある子どもの読書に関わる団体の支援に努めます。 ・市民が子どもの読書に関する情報を得やすいように、図書館内の掲示・配布スペースを工夫します。 ・市民が行う出前講座等の講師派遣依頼に積極的に応じます。 ・「読み聞かせ交流会」の参加者のニーズの把握と、内容の充実を図ります。
(7) ブックスタート※事業の充実	<p>赤ちゃんが絵本に親しめる環境をつくるためには、赤ちゃんの身近にいる大人への働きかけが不可欠です。今後も子育て支援関係機関との連携を深めて、赤ちゃんのいる家庭で継続した読み聞かせが行われるよう、啓発に努めています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての家庭で絵本を介して心ふれあうひとときを分かち合えるように、絵本または絵本に触れる経験につながるような新たな施策を検討します。 ・市立図書館の職員が赤ちゃんと保護者が集まる場所へ出向き、図書館の乳児向けおはなし会を紹介する等、図書館を利用していらない家庭にも生活圏にある図書館を気軽に利用してもらえるようPRします。
(8) 保育園・幼稚園との連携の充実	<p>園のクラス単位で行うおはなし会では、子どもはいつも一緒にいる友達とともに、くつろいだ気持ちでより一層おはなしを楽しむことができます。市立図書館では、保育園等の園児がクラスごとに来館した際に、年齢に応じたおはなし会を実施しているほか、団体貸出やブックリストの配布、読書相談への対応、リサイクル資料の提供を行っています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来館する保育園等の園児へのおはなし会は、今後も継続・充実させていきます。 ・おはなし会での大勢の子どもの反応を、選書※やブックリストの作成等に活かしていきます。 ・毎年保育園・幼稚園へ団体貸出の案内を送付し、団体貸出の利用促進に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・増加している新設の保育施設についても情報収集に努め、図書館の利用につなげていきます。 ・市立図書館が薦める絵本をセットにして長期で団体貸出する等、保育園・幼稚園の読書環境の整備を支援します。 ・読み聞かせや行事に関する本等について、保育園・幼稚園からの読書相談に応えていきます。 ・保育園・幼稚園を通じて、各家庭へ市立図書館の推薦図書リストの配布や、事業の広報を行います。
(9) 学校との連携の充実	<p>市立図書館と小・中学校は、小学3年生を対象にした図書館ガイダンス※の実施、小学校2年生の町たんけんの受入れ、調べ学習に関する資料の団体貸出等を中心に連携を図っています。また、中・高生の職場体験の受入れも行っています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調べ学習・学級文庫に必要な本の種類と冊数を十分にそろえ、学校への団体貸出をより一層充実させます。 ・図書館ガイダンス※については、市立小学校と連携し、特別支援学級を含めた学級で実施するよう努めます。 ・「図書館で調べものをするときに…」は、学習指導要領に合わせて今後も改訂していきます。 ・中学校や高校を通して、市立図書館の展示や事業等の情報を発信します。 ・市立図書館と学校図書館で連絡を密にし、地域の子どもたちのニーズを把握するよう努めます。
(10) 子ども関連施設等との連携の充実	<p>児童館や学童クラブ、放課後等デイサービスに団体貸出やリサイクル資料の提供を行っているほか、各施設で出張おはなし会を実施しています。また、年1回子ども関連施設に市立図書館の案内やリストを送付する等各施設・団体との連携強化に努めています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各子ども関連施設との連携強化に努めます。 ・学童クラブ等へ小学生向きの推薦図書リスト『小学生にすすめる本 第2版』※を送付します。 ・大型絵本・紙芝居等、子ども関連施設からの需要が高い資料を積極的に収集します。
(11) 展示の充実	<p>子どもの読書意欲の喚起と親しみやすい雰囲気づくりのため、展示を行っています。季節感のある展示や、推薦図書リストに掲載した本の展示、調べ学習のテーマに対応した展示等、各種展示を継続的</p>

	<p>に行っています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示の様子を図書館ホームページや調布市ツイッター等に掲載し、PRに努めます。 ・引き続き、Y A（ヤングアダルト）※世代が自主的に参加できるような展示を企画します。 ・展示資料の一覧をホームページに載せ、市民が活用できるようにします。
(12) 図書館利用に障害のある子どもへのサービスの充実	<p>通常の図書をそのままでは読むことができない、図書館への来館が難しい等、図書館利用に障害のある子どもと保護者を支援するサービスを行っています。子どもが図書館を利用するにあたって抱える困難に配慮し、ニーズに応え、子どもが本の世界を楽しめるよう支援しています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館利用に障害のある子ども向けの資料やサービスについて、より多くの市民に知ってもらい、必要とする子どものもとへ届けられるよう、あらゆる機会をとらえて広報に努め、継続利用につながるよう工夫していきます。 ・小・中学校の特別支援学級や都立調布特別支援学校の児童・生徒へのサービス、子ども発達センターに通う子どもへのサービスを継続します。 ・これまで行ってきた資料収集、音訳者・点訳者・布の絵本製作者の育成を継続します。 ・マルチメディア D A I S Y 図書※の充実及び作成方法の確立、作成者の育成を推進します。 ・ピクトグラムを使った図書館内のサインの全館における導入や、マルチメディア D A I S Y 図書※の再生環境の整備等、施設・設備のバリアフリー化の検討を進めます。 ・L L ブック※の出版情報に留意し、積極的に収集します。 ・産前産後の保護者への宅配サービスの充実に努めます。 ・団体貸出の案内と布の絵本のリストを送付する等、市内関連施設との連携強化に努めます。
(13) 利用促進・広報活動	<p>市立図書館では、より多くの子どもに本を届けるために、様々な機会をとらえて利用促進事業と広報活動を行っています。</p> <p>市報や「図書館だより」等、従来の紙媒体に加えて市立図書館や調布市のホームページ、S N S を用いて、図書館の利用案内や行事の</p>

	<p>おしらせ等の情報を発信しています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館未利用者を含むより多くの子どもをひきつける事業を実施します。 ・Y A（ヤングアダルト）※世代向けコーナーの設置を検討します。 ・子ども関連施設に向けた利用促進のチラシを作成します。 ・市内高校の新入生に対し、利用促進のチラシの配付を継続します。 ・図書館公式キャラクター「じろ」※やS N Sを活用することで、より効果的な広報を行います。 ・機会を捉えて子ども関連施設や子ども向けイベント等でP R活動を行います。 ・市立図書館が作成した推薦図書リストを市内書店に配布し、地域での子どもの読書活動の推進に努めます。 ・新型コロナウィルス感染症の流行等の社会状況の変化に応じて、安全かつ効果的に継続利用の促進を行います。
(14) 職員の育成	<p>市立図書館では、市内のどの図書館を利用していても、子どもが平等に質の高いサービスを受けられるよう、職員の育成に取り組んでいます。経験の長い職員から新任職員に向けての職場内研修を始め、外部研修にも積極的に参加することで、新しい知識の習得と、図書館が培ってきた知識やノウハウの引き継ぎができる体制づくりを行っています。</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書環境づくりを担う職員の育成を継続します。 ・出前講座等で講師を行った職員のノウハウを職場内で共有し、子どもの読書活動に関する各種講座の講師を務められる職員を養成します。 ・児童サービスの現場で中心的役割を果たし、指導者・助言者として活躍できる職員を育成するため、日本図書館協会主催の児童図書館員養成専門講座に継続して参加します。

3 幼稚園

幼稚園では幼児期の成長・発達に配慮しながら質の良い絵本を選び、読み聞かせを更に充実させていくことにより、子どもの健やかな成長の基礎をつくる重要な時期における読書習慣の形成を図っています。

幼稚園における取組	<ul style="list-style-type: none">・「園だより」等で保護者に読書に関する情報を提供しています。・「子ども読書の日」（4月23日）や読書週間等の行事、講座・講演会等を通して、子どもの読書活動推進について啓発を図っています。・絵本の読み聞かせで園児を物語の世界へいざない、目と耳からの読書体験によって本に興味を持たせています。・読み手の大人と聞き手の子どもが物語の世界とともに楽しむ時間を設けています。 <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭で絵本の読み聞かせをすることが、親子のふれあいの時間になります。幼児の心の栄養になることを伝える等、保護者への啓発に取り組みます。・保護者による家庭での絵本の読み聞かせの継続・充実の支援に取り組みます。・市立図書館職員を講師にした保護者対象の絵本の読み聞かせ講座を検討します。・地域の市立図書館や関係機関との連携・協力を一層強化します。
-----------	--

4 保育施設

保育園では、一日の活動のなかで、絵本の読み聞かせ等を実施しています。絵本の読み聞かせは、子どもの想像力を豊かにし、期待感や探求心の芽生えにもつながる等、園児の心の成長に欠かせないものとなっています。

保育施設における取組	<ul style="list-style-type: none">・保育士が絵本の読み聞かせやパネルシアター※、紙芝居の上演等を毎日実施しています。・子育て支援活動・地域交流事業の一環として、保育園主催で子どもの読書についての講座を実施しています。・多くの保育園で、定期的に市立図書館を利用し、おはなし会や団体貸出の実施等、連携を図っています。
------------	---

	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館のリサイクル図書を有効活用する等、保育園の読書環境を整備します。 ・おはなし会や団体貸出等、市立図書館と連携を図ります。 ・子どもがわらべうたを歌ってもらったり、絵本を読んでもらったりすることが、親子間で様々な感動を共有できる機会となり、親子関係の育みのひとつもなること等を保護者に伝え、読書の啓発に努めます。 ・東京都認証保育所に対して、定期的に市立図書館を利用するよう促していきます。
--	--

5 児童館

児童館では、職員やスタッフ、ボランティア、専門講師等による読み聞かせ等の読書推進活動が行われています。また、児童館には図書室があり、子どもが本に親しむ場となっています。

児童館における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども支援スタッフ」（成人ボランティア）の朗読サークルによる「おはなしの会」や人形劇等、地域の協力体制があります。 <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館や関係機関、ボランティア団体との連携の中で、多彩な読書活動の展開に努めます。 ・児童館の図書室を充実させます。 ・購入図書のほか、市立図書館のリサイクル図書を有効活用します。 ・工作・遊び等の活動において、物づくりの楽しさを伝える本を活用し、協力して作り出す経験を重ねて、子どもの創造する力を育みます。
-----------	---

6 公民館

公民館では、子育て支援のための家庭教育講座の中で絵本をテーマとした学びの講座を行うほか、連続講座の一部に手作り絵本を作る体験を組み入れることも行っています。

公民館における取組	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・子育て支援のための家庭教育講座の中で絵本をテーマとした学びの講座を継続して実施します。・子どもの成長に合わせた本や絵本を学習することをテーマとした成人学級の活動の支援を継続します。・図書に関する企画展やおはなし会等を実施します。
-----------	---

7 放課後子供教室事業「ユーフォー」

放課後子供教室事業「ユーフォー※」は、子どもに自由で安全な遊び場・居場所を提供し、異なる年齢の児童間の交流を図り、遊びを通して社会性や創造性を養うことを目的としています。子どもが本に親しめるよう、図書をいつでも手に取ることができる場を提供しています。

放課後子供教室事業における取組	<ul style="list-style-type: none">・プレイルームでは、購入図書のほか、市立図書館からのリサイクル図書も有効活用しています。・ボランティアによる本の読み聞かせを実施しています。 <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・保護者・学校・地域の関係者の方々に協力を得ながら、読書推進活動を推進します。・工作・遊び等の活動において、物づくりの楽しさを伝える本を活用し、協力して作り出す経験を重ねて、子どもの創造する力を育みます。
-----------------	---

8 子ども家庭支援センターすこやか

「子ども家庭支援センターすこやか」は、子育てを総合的に支援するための拠点として、様々な事業を展開しています。遊びに来た子どもが自然に本に手を伸ばせる環境づくりのために、乳幼児や小学生に向けて図書コーナーを設置しています。

子ども家庭支援センターすこやかにおける取組	<ul style="list-style-type: none">・一時預かり事業や乳幼児交流事業、また開放事業等の場で、職員がわらべうたを歌ったり、絵本の読み聞かせを行ったりしています。・市内のボランティア団体による、毎月定例のおはなし会を開催しています。・乳児交流事業「コロコロパンダ」や子育て講座事業「エンゼル大学」で、図書館職員によるブックスタート※事業や絵本の読み聞かせをテーマにした会を設けています。 <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・市立図書館の団体貸出やリサイクル図書を有効活用します。・乳児交流事業や子育て支援講座において、引き続き、図書館職員によるブックスタート※事業や絵本の読み聞かせをテーマにした会を設け、子どもの読書活動について保護者へ啓発します。
-----------------------	---

9 保健センター

健康推進課では、母子保健に関する事業を実施する中で、子どもとその保護者に対して子どもの心身の健やかな発達を促し、より良い安定した親子関係を築けるように絵本に接する機会を提供しています。

保健センターにおける取組	<ul style="list-style-type: none">・「ゆりかご調布事業※」で、妊婦に、赤ちゃんと一緒に繰り返し読んで楽しめる絵本をプレゼントしています。・1歳6か月児健康診査では、市立図書館と連携して図書館推薦の本のリストを配付しています。・新型コロナウイルス感染症対策のため、3歳児健診での絵本の読み聞かせや閲覧コーナーを中止しました。・3・4か月児健康診査で、赤ちゃん絵本と市立図書館作成のリスト「赤ちゃんは絵本がだいすき！」を配付しています。
--------------	--

	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに市立図書館と連携し、集団健康診査等で保健センターに来所する親子にブックスタート※事業を継続します。 ・妊婦への絵本ギフトを継続します。
--	---

10 子ども発達センター

子ども発達センターは、発達に遅れやかたよりのある乳幼児の早期発見と早期支援を実践する専門機関であり、通園事業の活動の一環として、絵本の読み聞かせや布の絵本・布の遊具※を使った遊びを実施しています。

子ども発達センターにおける取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小物を取り外せる布の絵本・布の遊具※の特性を活かして、子どもの興味を引き出し、発達の促進を図っています。 ・市立図書館と連携し、おはなし会を実施したり、団体貸出を利用したりしています。 <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達に遅れやかたよりのある児童の興味や発達段階に合った資料を活用します。 ・市立図書館と連携し実施しているおはなし会や団体貸出の利用を継続し、子どもが本に親しむ環境を充実させます。
-----------------	--

11 青少年交流館

調布市青少年交流館は、青少年が交流する居場所として、共有スペースやパソコンコーナーを開放しており、子どもが本に親しめるよう、図書をいつでも手に取ることができる場を提供しています。

青少年交流館における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的室内等に市立図書館からのリサイクル図書等を配架しています。 <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年が気軽に本に触れ、読書習慣を身に付けるきっかけとなるよう、読書のできる環境を提供します。 ・おすすめの図書の掲示を行います。
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none">・市立図書館からのリサイクル図書を用い、館内の本の定期的な入替えを行います。
--	--

12 東京都立調布特別支援学校

子どもの将来の自立と社会参加に向けて、主体的に生きる力を育てることを目標に、就学前から高等部への移行を見据えた教育を行っています。小・中学部設置の特別支援学校として、一人一人に合った読書活動を開催しています。

東京都立調布特別支援学校における取組	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・市立図書館等によるおはなし会や団体貸出等、地域との積極的な連携を図ります。・東京都立多摩図書館との連携を図ります。・調布市立中央図書館を訪問し、読書活動に関する情報交換を実施します。
--------------------	--

第7章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画の推進には、家庭、地域が一体となった取組が必要です。市立図書館と学校が中心となって、関係機関、団体、書店等との連携・協力関係を密にし、子どもの読書活動を推進します。

2 財政上の措置

本計画に掲げられた各種取組を実現するため、調布市、関係機関、団体等の役割に応じ、必要な財政上の措置を講じるよう努めています。また、国及び東京都に対して働きかけを行い、積極的に助成事業を活用するほか、子どもの読書活動を推進するための財政措置を講じるよう求めていきます。

3 「調布市子ども読書活動推進計画」の進行管理

本計画の推進にあたっては、市立図書館が事務局となって、毎年、学校、行政へ取組状況を確認・点検し、計画の進捗状況の管理を行います。また、家庭、地域へは「子ども読書の日」（4月23日）等に子どもの読書活動推進について啓発します。

資料編

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

2 文字・活字文化振興法

3 計画の策定経過

4 事例紹介

5 用語解説

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号制定)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るために、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十二条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 計画の策定経過

実施日	内容
令和4年 1月19日	関係所管部署との連絡協議会
3月3日～4月28日	関係所管部署に「第3次調布市子ども読書活動推進計画」の見直しと「第4次計画調布市子ども読書活動推進計画」（素案）の作成を依頼
7月21日～8月31日	調布市立図書館協議会委員からアンケートで意見を募集
10月20日	令和4度読み聞かせ交流会 参加者（市民）からアンケートで意見を募集
11月21日～12月20日	パブリックコメント実施 意見提出件数：6件（2人）

「第4次計画」策定事務局：図書館

関係所管部署：子ども政策課、保育課、児童青少年課、
子ども発達センター、健康推進課、指導室、
社会教育課、公民館、東京都立調布特別支援学校

4 事例紹介

「第5章 第3次計画策定後の学校・行政の取組・成果・課題」に成果として掲載した事業の一部について、写真や画像で紹介します。

◆教諭による児童への読み聞かせ事業「どっきり読み聞かせ」◆（国領小学校）p. 1 1



◆ビブリオバトル◆（第五中学校）p. 1 1



◆図書委員による読み聞かせ◆（第五中学校）p. 1 1



◆図書館と小学校の共同事業「じろといしわらっこのじけんば」◆

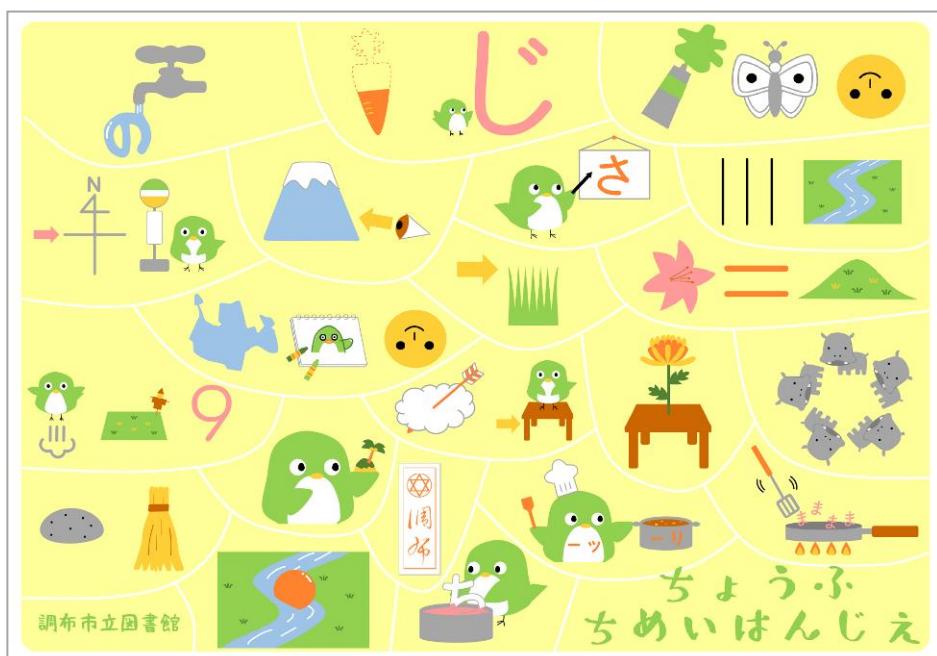
（図書館富士見分館・石原小学校）p. 1 5



◆法務ミニセミナー「ペットボトルのラベルのひみつ」◆ (図書館) p. 1 4



◆ちょうふちめいはんじえ◆ (図書館) p. 1 4



◆ぶちさんコーナー◆ (図書館国領分館・深大寺分館) p. 1 6



◆調布子育てカフェA o n aでの出張おはなし会◆ (図書館) p. 1 6



◆図書館職員による「かがくのおはなし会」（未就学児親子対象）◆（北部公民館）p. 1 6



◆「科学道100冊」図書展◆（北部公民館）p. 1 6



◆平和を考える絵本展◆（西部公民館）p. 16



◆乳児交流事業コロコロパンダ◆（子ども家庭支援センターすこやか）p. 16



◆図書館利用学習◆（東京都立調布特別支援学校）p. 15

市立図書館でのミニブックトークの体験

市立図書館で本を借りる体験



◆図書館職員による出張おはなし会◆（東京都立調布特別支援学校）p. 15



5 用語解説

本文中の※を記載した単語について掲載しています。

あ行

ICT環境（9頁）

ICTは、Information Communication Technologyの略。コンピュータ等情報通信技術に関わる機器を活用できる環境のこと。

アニメーション（14頁）

事前に本を読み、その内容に関してゲームをすること。子どもが潜在的に持つ「読む力」を引き出し、本を理解し、深く考え、自ら進んで読書を楽しむことができるようする働きかけ。

ＬＬブック（16, 33頁）

LLはスウェーデン語 Lättläst(レットレースト)の略（英語ではeasy-to-readとも言われる）。やさしく読みやすく書かれた本。読むことに障害のある人に向けて「読みやすい図書」が様々に考えられている。

か行

学校読書調査（3頁）

全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で、全国の小・中・高等学校の児童生徒の読書状況について毎年行っている調査。

『このほんよんで！ 第2版』

(13, 15, 29頁)

市立図書館員が読み聞かせの実践を踏まえて選んだ絵本リスト。昭和60年度に初版発行。平成22年度に第2版を刊行。令和3年に第2版追録版を刊行。市内の各図

書館で頒布している。

さ行

小学生読書会（14, 17, 30頁）

毎月第1日曜日に、小学4年生から6年生までを対象に行っている読書会。本の世界の楽しさを知ってもらうため、テーマに沿って、幅広い分野の本の紹介や読み聞かせ、工作等を行っている。

『小学生にすすめる本 第2版』

(29, 32頁)

市立図書館員が選んだ小学生向きの推薦図書リスト。平成7年度に初版発行。平成25年度に第2版を刊行。市内の各図書館で頒布している。

『数字で見る図書館活動』（5頁）

調布市立図書館の1年間の活動状況や資料の状況、取り組んだ事業をまとめた報告書。毎年1回発行している。

ストーリーテリング（11, 27頁）

読み手が昔話や創作の物語を覚えて、本を見ずに語り聞かせること。語りや素話ともいう。

選書（12, 13, 17, 23, 26, 28~31頁）

図書館の蔵書の充実度、利用頻度、利用者のニーズを考慮し、個々の資料を図書館で収集するかどうか決定すること。調布市立図書館では、「調布市立図書館資料の収集・保存・除籍に関する基本の方針」及び各分野の収集方針に沿って選書を行っている。

た行

調布市防災教育の日（11, 27頁）

実効的な防災教育の充実と「震災時対応シミュレーション」の検証を図るため、毎年4月の第4土曜日を「調布市防災教育の日」と定め、学校・保護者・地域の連携による防災教育と防災訓練を、調布市立小・中学校全校一斉に実施している（平成24年度から実施）。

調布市立学校図書館状況報告書

（4, 5, 25頁）

調布市立学校図書館の1年間の蔵書数等の基本データや特別支援学級を含めた児童・生徒の貸出等の利用状況をまとめた報告書。毎年1回発行している。

ディスレクシア（18頁）

学習障害の一つ。全体的な発達に遅れないが文字の読み書きに限定した困難がある状態。

適応指導教室「太陽の子」（15頁）

心理的要因等により不登校状態にある児童が対象。教育活動を通じて、自立と集団生活への適応力を育てることを目指す。

図書館ガイダンス（32頁）

市内の公立小学校3年生全クラスが対象。地域の小学校と連携し、最寄りの分館又は中央図書館で、図書館の使い方の説明、本の紹介、読み聞かせ、ストーリーテリング等読書への動機づけを目的に実施している。

図書館公式キャラクター「じろ」

（9, 17, 34頁）

平成28年度の調布市立図書館開館50周年を記念したキャラクター。その後、調布市立図書館の公式キャラクターになった。市の鳥メジロをモチーフにしている。



図書館公式キャラクター「じろ」

な行

布の絵本・布の遊具

（12, 16, 18, 22, 23, 27, 39頁）

布地やフェルトで作られている絵本・遊具。ボタンやマジックテープ等でしきかけが施され、楽しく遊びながら障害のある子どもたちの成長・発達が助けられるよう工夫されている。

は行

パスファインダー（13, 29頁）

あるテーマについて調べるときに役立つ資料や情報源、その探し方等を紹介した調べ方案内のこと。

パネルシアター（11, 35頁）

布地のパネル板に絵または文字等を貼ったり外したりしてお話、歌遊び、ゲーム等を展開して行う表現方法。

ビブリオバトル（11, 14, 30頁）

知的書評合戦ともいう。発表者が順番に本の紹介をし、全ての発表終了後、全員が「一番読みたくなった本」に投票をして最多票を集めた本を「チャンプ本」とする。「本を通して人を知る 人を通して本を知

る」というコンセプトで図書館、書店、小中学校等で行われている。

ぶちねこ便（14, 17, 30頁）

中学生の「記者」たちが、日常生活での体験や感想・意見・詩、特集等を編集し、毎月市立図書館が発行している小冊子。「活字離れを防ぐために全て手書きで作業をする」、「中学生の視点で物事を観察する」という理念のもと、昭和59年度に創刊した。

ブックスタート

（13, 15, 21, 22, 31, 38, 39頁）

絵本を介して乳幼児と保護者がゆっくり向き合い、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる事業。1992年イギリスで始まり、日本では2000年の子ども読書年を契機に、子育て支援・読書推進事業として広まった。

ブックスタートパック（15頁）

平成13年度から、1歳6か月児健康診査時に絵本リスト『このほんよんで！』（ブックスタート版）と図書館利用案内とをセットにしたブックスタートパックを配付。平成19年度からは、3・4か月児健康診査時にも、リスト『赤ちゃんは絵本がだいすき！』を配付している。

ブックトーク（11, 27頁）

特定のテーマに沿って本の紹介をすること。エピソードや主な登場人物、あらすじも含め、聞き手に本を読んでもらうことを目的に紹介する。

Prime～高校生の今～（14, 17頁）

高校生世代の「記者」たちが、記者の目線で普段感じていることや思ったこと、調べたこと等を記事にし、市立図書館が発行

している小冊子。平成28年度創刊、令和2年度休刊。

ま行

マルチメディアDAISY図書

（9, 12, 16, 18, 24, 33頁）

読書をサポートする電子図書。パソコン等で再生すると、画面に文字や挿絵が表示され、文章を読み上げる音声が流れる。音声で読み上げられている部分がハイライト（反転表示）され、読んでいる箇所や読み方を目と耳で確認しながら読むことができる。

や行

YA（ヤングアダルト）

（14, 16～18, 29, 33, 34頁）

おおむね12歳から18歳までの中高生世代のこと。

ユーフォー（21, 37頁）

放課後等に学校施設を利用して、児童に遊び場・居場所を提供する事業。友だちと夕方まで優しく遊ぶことから、友だちの「友」、夕方の「夕」、優しいの「優」、遊ぶの「遊」、「ゆう」が4つでユーフォーと名付けられた。

ゆりかご調布事業（38頁）

平成28年度からすべての妊婦と保健師等の専門職が面接を行い、面接後に絵本等のギフトを配付している。

登録番号
(刊行物番号)

2022-196

第4次調布市子ども読書活動推進計画

令和5年3月発行

発行 調布市

編集 調布市立図書館

〒182-0026 調布市小島町2-33-1

電話 042-441-6181

印刷 序内印刷